北秋田市例規執務サポートシステム等委託 応募型プロポーザル審査委員会設置要領

北秋田市総務部総務課

北秋田市例規執務サポートシステム等委託応募型プロポーザル審査委員会設置要領

1 目的

北秋田市例規執務サポートシステム等委託応募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、当該業務の委託に係る実施要領及び仕様書に基づき提出された企画 提案について、公平かつ適正に審査し、最も優れていると認められる事業者を選定する。

2 構成

審査会は、次の者で構成する。

役 職	氏 名
北秋田市 副市長	河田 浩文
北秋田市 総務部長	小松 正彦
北秋田市 財務部長	西根 弘樹
北秋田市教育委員会事務局 教育次長	金澤 誠
学識経験者(秋田県北秋田地域振興局総	庄子 芳和
務企画部地域企画課長)	

3 審査

企画提案の審査は、審査会委員が「北秋田市例規執務サポートシステム等委託応募型プロポーザル審査要領」に基づき採点を行い、評価が最も高い者から順に受託候補者及び次点者として選定する。

4 委託先の決定

審査委員会で選定した事業者については、受託候補者と本市が協議・調整を行った上で北秋田市財務規則(平成17年北秋田市規則第38号)の定めに従い契約を締結する。

5 審査委員会事務の担当

審査委員会の庶務は、北秋田市総務部総務課が所管する。

以上